

小松加賀環境衛生事務組合し尿処理場に関する条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 1 0 号

改正 昭和55年12月8日条例第2号
改正 昭和56年3月25日条例第1号
改正 昭和58年3月29日条例第1号
改正 平成17年4月1日条例第1号
改正 平成22年11月11日条例第3号

(設置)

第1条 小松加賀環境衛生事務組合に、し尿処理を衛生的に処理するため、次のとおり衛生センターを設置する。

名 称	位 置
小松加賀環境衛生事務組合 衛生センター	小松市浜佐美町ヲ 15 番地

(管理)

第2条 衛生センターを管理するため、管理事務所を置き、事務所に所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け衛生センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、所長の命を受けて業務に従事する。

(使用の許可)

第3条 衛生センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ小松加賀環境衛生事務組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、衛生センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し条件をつけることができる。

(使用の不許可)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、衛生センターの使用を許可しない。

- (1) 施設及び附属設備又は器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他管理者において、不相当と認めるとき。

(使用許可の取消等)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、その使用を制限し又は停止し若しくはその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。
- (2) 施設の処理能力が限度に達したとき。
- (3) 第3条第2項の規定による使用許可の際の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号に該当する理由が発生したとき。

(損害賠償)

第6条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、衛生センターの施設及び附属設備又は器具等に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第7条 衛生センターの使用料は、次のとおりとする。

施設使用料 10リットルにつき5円

- 2 前項の使用料は、当該月分を翌月20日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。